

災害救助法の適用地域のご契約者様へ

平成25年5月15日
エース貸付少額短期保険株式会社

このたびの災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者の皆様からお申し出があった場合、下記の特別措置を講じ、対応いたします。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

お客様のお申し出により、一定期間の保険料猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

2. 保険金の迅速なお支払い

お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
特別措置の適用をご希望のご契約者様は、事故報告時にお申し出ください。

本措置の適用をご希望の方は、下記の契約者専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。

契約者専用フリーダイヤル：0120-103-083

受付時間：月曜～金曜 午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

災害救助法適用の状況

【法適用日】	【災害救助法適用市町村】	【備考】
平成25年5月1日	【山形県】 最上郡戸沢村	融雪等に伴う地すべりにかかる適用
平成25年2月28日	【山形県】 大石田町	大雪による被害にかかかる適用
平成25年2月26日	【山形県】 尾花沢市	大雪による被害にかかかる適用
平成25年2月22日	【新潟県】 長岡市、柏崎市、小千石市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市、阿賀町	大雪による被害にかかかる適用